

1. LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- LIBOR については、令和3年末という時限を意識し、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下でご対応をお願いしてきたところ。先般公表した「LIBOR 利用状況調査結果の概要及び求められる今後の主な対応」及びLIBOR の代替指標の選択肢の一つであるターム物リスク・フリー・レートの構築に向けた動きについて以下のとおりご説明させていただく。これらが、LIBOR からの移行のさらなる促進に繋がることを期待している。
- 第一に、LIBOR 利用状況調査について、本年3月に、その結果の概要等を公表した。内容をぜひご一読いただきたい。

調査結果について、証券会社分を見ると、①LIBOR を参照したデリバティブ契約を自らが主要行を上回る規模で保有している点¹、②発行体が発行した債券を中心とするLIBOR 参照金融商品を個人を含む投資家に多く販売している点に特徴がある。このような特徴を踏まえ、LIBOR からの移行に向けたアクションを進めることが重要。大手証券会社においては、既に取り組みに着手しているところもあると理解しているが、金融機関に求められる今後の主な対応は次のとおり。

 - ・ まず、顧客対応についてであるが、自らが契約当事者となっている契約については、令和3年年末を超えるLIBOR 参照契約に必要最低限フォールバック条項を手当てすることが重要である。ターム物リスク・フリー・レートが存在しないことなどを理由として対応を先延ばしすることが無いよう、コンダクト・リスクの観点を踏まえて、早期に研修等を通じた職員への浸透を図るなど、顧客説明に向けた準備を進めたうえで、出来るところから顧客説明に着手する必要がある。また、LIBOR 参照契約の増加を抑える観点からは、リスク・フリー・レートを参照する新規商品の開発や、LIBOR を参照している新規契約の取扱い方針の決定を早期に進めることが肝要である。

¹ デリバティブの想定元本が約6,300兆円（全体の約6.5割が証券会社分が占める）。

一方で、発行体が発行した金融商品を投資家に販売しているケースについては、証券会社にどこまで対応が求められるかとの議論はあるが、証券会社は発行体、投資家の双方を顧客としているため、移行手続きを円滑に進めるための「顧客対応」を期待している。例えば、LIBORからの移行に向けた発行体への対応として、社債権者集会での対応だけでなく、早期償還条項がある債券についてその活用を促す等、金融の専門家としての知見を踏まえた様々なアドバイスを行い、発行体が適切かつ遅滞ない対応を取っていただけるよう懇願いただきたい。

- ・ 次に、システム対応について、改修が必要なシステムの特定が既に完了している場合であっても、システム改修には時間とコストがかかることから、システムの優先順位付け、スケジュールの明確化、予算の確保等を進めていただく必要がある。

金融庁は日本銀行と連携し、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、こうした対応が適切に進められているか、モニタリングを実施していく。その際、今後の移行状況を踏まえ、より具体的なマイルストーンを設定することや、オンサイトモニタリングの実施についても検討したいと考えている。

- 第二に、本年2月、ターム物リスク・フリー・レートの参考値の算出・公表主体として、株式会社 QUICK が選定された。ターム物リスク・フリー・レートは、円 LIBOR の代替指標として、市場関係者から構築のニーズが高い金利指標と承知しており、今般、その参考値の算出・公表主体が決定したことは、重要な進展と考える。

参考値について、ターム物リスク・フリー・レートは、OIS (Overnight Index Swap) のデリバティブ市場データに基づいて構築が予定されているところ、OIS 市場の活性化が足元の課題と認識している。そのためには、何より多くの市場参加者がこの市場を利用することが重要である。このような観点から、是非新規の金利スワップ取引に OIS 取引を利用すること等の対応を進めていただきたい。巨額の LIBOR スワップエクスポージャーを有している証券会社におかれては、LIBOR 公表停止が間近に控える中で、LIBOR が存在しないデリバティブ市場を見据えた対応を進めていく必要性をご認識いただきたい。

ターム物リスク・フリー・レートを、頑健で信頼のおける金融指標とするべく、日本円金利指標に関する検討委員会での議論に加え、金融庁・日本銀行・民間の市場参加者が連携して知恵を絞っていかなければならないと考えており、これに向けて何か課題となっているものがあれば教えていただきたい。

2. 改正金商法等の施行について

- 令和元年5月31日に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う、関係政令・内閣府令等が4月3日に公布され、改正金商法と併せて本年5月1日に施行される予定。
- 改正法令では、
 - ・ 金商法の規制の対象となるデリバティブ取引の原資産に暗号資産が追加されると共に、
 - ・ 金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利²のうち、電子情報処理組織を用いて電子的に記録・移転することができる財産的価値に表示されるものを「電子記録移転有価証券表示権利等」と定め、当該権利等に関する開示・勧誘規制や預託を受ける場合の分別管理に関する規制等が整備された。

暗号資産を原資産としたデリバティブ取引や、電子記録移転有価証券表示権利等に関する売買の媒介等を行うには、変更登録等が必要であるため、業務を開始する予定がある場合には、早めに当局に相談されたい。

- また、今回の法令改正は、有価証券がブロックチェーン等を利用して発行されるような場合において、投資者保護や適正な取引の確保を図るために必要な規制の整備を行ったものである。貴協会においても、こうした法令改正の内容を踏まえた自主規制の整備をお願いしたい。

(以 上)

² 第一項有価証券に該当する株や社債などの権利を含む。